

テーマ④⑤に関する関連条例の比較について

議論の素材づくりとして、「テーマ④ 各主体の責務と役割」「テーマ⑤ 各主体がまちづくりを行う際の必要要素」について、他都市の関連条例の比較作業を行いました。各委員が分担して7つの条例を分析し、関連事項についてポストイットに書き込みを行い、そのポストイットを分類してまとめました。比較作業を行った条例は、次のとおりです。

- ・ 犬山市市民活動支援に関する条例
- ・ 横須賀市市民協働推進条例
- ・ ニセコ町まちづくり基本条例
- ・ 岡山市協働のまちづくり条例
- ・ 横浜市市民活動推進条例
- ・ 箕面市非営利公益市民活動促進条例
- ・ 仙台市市民公益活動の促進に関する条例

また、事務局で次の協定・提言について同様の作業を行い、一覧に加えました。

- ・ みたか市民プラン21作成に関するパートナーシップ協定
- ・ 川崎市市民活動支援指針策定に向けて

テーマ④ 各主体の責務と役割

	大分類	中分類	内 容	条例
1	基本理念等		非営利公益市民活動が豊かな地域社会の形成に向けて果たす役割を認識する	箕面3
2	基本理念等		それぞれの責務と役割のもとに協働し、その(豊かな地域社会の形成)発展に努める	箕面3
3	基本理念等		市民活動を行う者、事業者、市が市民公益活動の多様性、自発性その他の特性を認識し、その社会的意義を理解する	仙台3
4	基本理念等		市民活動を行う者、事業者及び市がそれぞれの役割に配慮し、良好な協働関係を構築すること	仙台3
5	基本理念等		街の仕事の企画立案、実施及び評価過程の町民参加	ニセコ5
6	基本理念等		まちづくりに参加する権利の拡充	ニセコ13
7	基本理念等		不特定かつ多数の利益増進を目的とする社会的活動を協働して行うにあたり、相互尊重・対等の関係で協力、協調する	犬山3
8	市の責務	効率化	職員の意識改革	横須賀7
9	市の責務	効率化	簡素で効率的な行政運営	横須賀7
10	市の責務	効率化	町職員は専門スタッフとして誠実かつ効率的に職務を執行する	ニセコ19
11	市の責務	施策の実施	「市民公益活動」の促進に関する施策の基本となる事項を定める	仙台1
12	市の責務	施策の実施	市民公益活動の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施	仙台4
13	市の責務	施策の実施	公益活動の促進に関する施策の実施に努める	箕面4
14	市の責務	施策の実施	非営利公益市民活動団体の参入機会の提供に努める	箕面9

15	市の責務	施策の実施	参入機会を得ようとする場合の団体登録	箕面10
16	市の責務	施策の実施	非営利公益活動を促進する施策の実施	岡山4
17	市の責務	施策の実施	計画段階からの市民・事業者参画への施策	横須賀7
18	市の責務	施策の実施	普及及び啓発	犬山5
19	市の責務	施策の実施	活動拠点の提供	犬山5
20	市の責務	施策の実施	備品器具等の整備	犬山5
21	市の責務	施策の実施	情報システムの整備	犬山5
22	市の責務	施策の実施	人材育成及び研修の機会確保	犬山5
23	市の責務	施策の実施	資金の助成	犬山5
24	市の責務	施策の実施	市は、まちづくりに関する政策の立案、実施、及び評価に市民活動団体が参加できる機会の拡充を図る	犬山5
25	市の責務	環境整備	活動に必要な助成その他の環境の整備に努める	箕面4
26	市の責務	環境整備	公益活動推進の環境づくり	横須賀7
27	市の責務	環境整備	市民活動が活発に行われる環境づくりに努める	横浜3
28	市の責務	考え方	市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重する	横浜5
29	市の責務	考え方	市民活動の自主性と自立性を尊重し、市民活動を促進しなければならない	犬山5
30	市の責務	考え方	市民活動の支援の内容及び手続は、公平かつ公正でなければならない	犬山5
31	市の責務	考え方	市民活動の支援の内容及び手続は、公開かつ透明でなければならない	犬山5
32	首長の責務	考え方	公正かつ誠実に町政の執行に当たる	ニセコ17
33	首長の責務	考え方	市長は、団体他から意見等の提出があった時は、必要に応じ審議する	箕面11
34	市民の責務	参加意識	まちづくりへの参加意識の向上	横須賀4
35	市民の責務	自立・自発	個々の市民の自発性	横須賀4
36	市民の責務	自立・自発	自発的・自主的な市民活動への参加に努める	犬山7
37	市民の責務	理解	公益活動への理解と協力	横須賀4
38	市民の責務	理解	公益活動に関する理解を深め、自発的で自主的な協力を努める	箕面5
39	市民の責務	理解	非営利公益活動に関する理解を深め協力	岡山5

40	市民の責務	理解	まちづくりに対する理解を深める	犬山7
41	市民の責務	責務	まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない	二セコ12
42	市民の責務	権利	町民はまちづくりに参加する権利を持つ	二セコ10
43	市民の責務	権利	20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利	二セコ11
44	活動団体等の責務	理解	非営利公益市民活動団体は、公益活動に努めるとともに、活動が広く市民に理解されるように努める	箕面7
45	活動団体等の責務	理解	市民活動を行うものは、その特性を生かしながら活動を行うとともに、活動内容が広く市民に理解されるよう努める	横浜4
46	活動団体等の責務	理解	市民活動を行うもの及び市は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めていく	横浜5
47	活動団体等の責務	位置付け	特定非営利活動促進法に沿ったまちづくりの主体となる活動登録制	犬山2, 10
48	活動団体等の責務	位置付け	主体にならない活動:宗教、政治、選挙等	横浜4
49	活動団体等の責務	広く知らせる	社会的責任を自覚し、活動内容を広く知らせるよう努める	仙台5
50	活動団体等の責務	任務履行責任	信託された任務の適切な履行	犬山6
51	活動団体等の責務	説明責任	任務の説明責任(寄付金等の提供者、市、市民に対して)	犬山6
52	活動団体等の責務	プラン作成	自立的な組織として、市民の意見や要望を幅広く集めて、市民プランを作成	三鷹協定
53	活動団体等の責務	意見調整	市民相互の意見調整を行い市民プランに反映	三鷹協定
54	活動団体等の責務	情報の公開	市民プラン作成の経過・内容・成果などの情報公開	三鷹協定
55	活動団体等の責務	個人情報保護	市民プラン作成過程で知り得た個人情報の保護	三鷹協定
56	活動団体等の責務	費用使途明確	市が補助した費用の使途を明確にし市に報告	三鷹協定
57	事業者	理解と協力	公益活動に関する理解を深め、促進に協力するように努める	箕面6
58	事業者	理解と協力	市民公益活動の意義を理解するとともに、その促進に協力する	仙台6
59	事業者	支援	市民公益活動への自発的な支援	横須賀6
60	事業者	支援	地域社会の一員として、市民活動の促進、資金助成、情報提供、その他支援に努める	犬山8
61	主体	主体の区別	市、市民公益活動を行う者、事業者	仙台
62	主体	主体の区別	市、市民、事業者、非営利公益市民活動団体	箕面
63	主体	主体の区別	市、市民活動を行うもの、	横浜
64	主体	主体の区別	市、市民、非営利公益活動団体	岡山

65	主体	主体の 区別	市民、市民公益活動団体、事業者、市	横須賀
66	主体	主体の 区別	市、市民活動団体、市民、事業者	犬山
67	主体	コミュニ ティ	町民は、コミュニティの役割を認識し、守り育てるよう努める コ ミュニティ=さまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつな がり、組織及び集団	二セコ14

テーマ⑤ 各主体がまちづくりを行う際の必要要素

	大分類	中分類	内 容	条例
68	具体的支援	サポート センター	市民活動のサポートセンターの設置	仙台1
69	具体的支援	サポート センター	市民活動支援センターの設置、センターの運営・活動は市、市 民活動団体が協働	犬山12, 13
70	具体的支援	サポート センター	「活動の場」については、市民活動の多様性と川崎市の地理 的特性を配慮した設置と、運営への市民参加が求められる	川崎提言
71	具体的支援	中間支 援組織	市民主導型の中間支援組織が成長することが望ましく、市は そのための環境整備に努める	川崎提言
72	具体的支援	お金	市の財政的支援	横浜6
73	具体的支援	お金	市民活動を行うものは、市からの助成金の交付、施設の優先 的使用を受ける	横浜7
74	具体的支援	お金	特定非営利公益事業への支援: 土地、施設等は無償で貸し付 け、使用料を減額又は免除	岡山10
75	具体的支援	お金	市の財政的支援	横須賀8
76	具体的支援	お金	市民活動支援基金: 積立(市の予算及び市民・事業者からの 寄付)、基金の処分目的(市民活動の普及啓発、支援、その他 関する事業)、執行(市長 ただし市民活動促進委員会の意見 をきかなければならない、基金の処分は公開)	犬山14
77	具体的支援	お金	市長は、登録された市民活動団体に対して、予算で定める額 の範囲内で資金の助成等を行うことができる	犬山19
78	具体的支援	お金	市は市民21会議が市民プランを作成するために必要な運営 経費を予算の範囲内で負担する	三鷹協定
79	具体的支援	情報共 有	市民活動を行うもの及び市は、目的を共有するとともにその情 報を公開する	横浜5
80	具体的支援	情報共 有	市は情報及び活動場所の提供	横浜6
81	具体的支援	情報共 有	情報への権利: 情報の提供を受け、自ら取得する権利を有す る	二セコ3
82	具体的支援	情報共 有	意思決定の明確化: 町の仕事が理解されるよう努める	二セコ6
83	具体的支援	情報共 有	情報共有のための制度: わかりやすい制度、会議の公開、記 録を公開、町民の意見提言が反映される制度	二セコ7
84	具体的支援	情報共 有	市は市民21会議に対して情報を提供	三鷹協定

85	具体的支援	情報共有	「情報」については、市民が自分で考え行動するにあたって「情報の自由で豊かな流れ」が不可欠という観点から、市民活動に関する情報を広くとらえ直し、情報の共有化を図ることが求められる	川崎提言
86	具体的支援	情報共有	情報システムの整備	犬山5
87	具体的支援	情報管理・保護	情報の収集及び管理、個人情報の保護	二セコ8
88	具体的支援	意見調整	市は、市民21会議と市の各セクションとの間の連絡、意見調整を行う	三鷹協定
89	具体的支援	意見調整	市は、市民相互の意見調整を行うための支援を行う	三鷹協定
90	具体的支援	場所の提供	市は、市民21会議の活動に必要な場所を提供する	三鷹協定
91	具体的支援	専門家派遣等	市は、専門家の派遣や調査活動などについて支援を行う	三鷹協定
92	具体的支援	計画反映	市は、市民21会議が作成する市民プランを最大限、計画に反映する	三鷹協定
93	社会的な仕組みづくり	団体の資金源	市民活動団体の資金源——会費収入、事業収入、寄付、補助・助成金、融資など——のバランスと多様化を図る形で、社会的な仕組みづくりが求められる	川崎提言
94	活動資源提供の仕組み	中間支援組織	活動資源(人材、資金、活動の場、情報)が、柔軟・公開性・明確性のある仕組みで提供されるために、市民の参加とチェックを前提に、官民の中間支援組織に委ねられるべき	川崎提言
95	団体の指定要件等		特定非営利公益事業の指定	岡山8
96	団体の指定要件等		市民公益活動団体の登録	横須賀10
97	団体の指定要件等		非営利公益市民活動団体の登録	箕面10
98	団体の指定要件等		に開かれた団体④代表者、運営方法を会則で規定⑤独立の組織	犬山2
99	説明責任		特定非営利公益活動団体は、市への財政状況の報告、市は報告内容を市民へ公開	岡山11
100	説明責任		町の企画立案、実施及び評価過程の説明責任	二セコ4
101	情報の公開と説明責任		自分たちのやっていることの意味と困難をお互いに理解し合っていくために、情報の公開と説明責任が、市にも市民団体にも求められる	川崎提言
102	行政システム	計画・手続き	行政手続きの法制化	二セコ24
103	行政システム	計画・手続き	計画過程の参加	二セコ25
104	行政システム	計画・手続き	計画策定手続き	二セコ27
105	行政システム	評価・財政	財政: 予算、決算、財産管理、財政状況の公表	二セコ28
106	行政システム	評価・財政	まちづくりの評価の実施、継続、改善	二セコ34

107	行政システム	計画・手続き	条例制定手続き	ニセコ42
108	行政システム	計画・手続き	この条例の検討・見直し(4年を超えない期間ごと)	ニセコ45
109	行政システム	計画・手続き	まちづくり基本条例の位置付け、条例等の体系化	ニセコ43
110	住民投票	町民投票	町民投票の条例化	ニセコ36
111	連携		連携:町外の人々、近隣自治体、広域連携、国際交流	ニセコ38
112	第三者機関	諮問機関	仙台市市民公益活動促進委員会(基本方針その他市民公益活動に関し必要な事項を調査審議する諮問機関)	仙台9
113	第三者機関	諮問機関	箕面市非営利公益市民活動促進委員会(団体等からの意見について調査審議する諮問機関)	箕面12
114	第三者機関	諮問機関	横浜市市民活動推進委員会(市民活動の推進に関し必要な事項を調査審議する諮問機関)	横浜8
115	第三者機関	諮問機関	横須賀市市民協働審議会(市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議する諮問機関)	横須賀12
116	第三者機関	機関	犬山市市民活動促進委員会(条例に定める事項のほか市民活動の促進に関する事項を調査審議助言する機関)	犬山21
117	第三者機関	機関	ニセコ町:不利益救済のための機関(意見、要望、苦情等への対応機関)	ニセコ23